

「フリーランスの安全衛生・健康確保」

公開講座開催報告

2025年10月11日(土)、日本産業保健法学会主催による公開講座「フリーランスの安全衛生・健康確保」がオンラインで開催され、約300名の参加がありました。本講座は、多様な働き方の広がりを踏まえ、フリーランスの安全衛生や健康確保のあり方を法学・産業保健の両面から検討することを目的として実施されました。

司会：堀内聡（弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士）



フリーランスの法的課題



講師：倉重公太郎氏

KKM法律事務所 代表弁護士

倉重公太郎氏より「フリーランスの法的課題」と題する講演が行われました。倉重氏は、フリーランスをめぐる多様な就業形態を整理し、労働基準法・労働組合法における「労働者性」の範囲とその限界を丁寧に解説しました。

特に、「労働者性の拡張だけでは現実の保護に追いつかない」との問題意識を示し、今後は労働者以外の働き方を正面から法制度に位置づける必要があると強調しました。

また、発注者との力の非対称を是正するための、フリーランスによる集団的交渉の仕組みが重要であることを指摘しました。

フリーランス新法の成果

取引条件の明示や報酬支払の規制が整備されました。

残された課題

安全衛生や健康確保の観点では課題が残ると指摘されました。

今後の方向性

発注者側の安全配慮義務や、産業医による支援の仕組み導入など、今後の立法・実務課題を具体的に提示しました。

労働安全衛生法改正と国際比較

三柴丈典氏からは、労働安全衛生法改正の経緯と海外制度の比較を中心に報告がありました。リスク創出者管理責任負担原則の提唱者として、その具体的な展開のあり方が語られました。

01

オーストラリアのPCBU制度

事業者責任者制度が理念先行で混乱を招いた事例を紹介。

02

イギリスの支配領域説

明確な責任分担の仕組みに基づく制度設計。

03

日本への示唆

大企業が下請けの安全まで面倒を見る文化を前提としつつ、責任範囲を明確化する制度設計が必要。



講師：三柴丈典氏

近畿大学教授・本学会副代表理事

❏ 法令の複雑化が現場理解を阻む現状を踏まえ、「本来必要な対策はシンプルである」との立場から、実務に即した平易なガイドライン整備の重要性を訴えました。

パネルディスカッション

講演後のパネルディスカッションでは、司会の堀内聡氏進行のもと、倉重氏、三柴氏、そして金澤英紀氏（株式会社メドリッヒ代表取締役・産業医）が登壇しました。「フリーランスの健康管理における具体的課題」と目指すべき方向性が共有されました。



パネリスト：金澤英紀氏
株式会社メドリッヒ代表取締役・産業医

フリーランスの健康管理における具体的課題

- ・長時間労働への対応
：労働時間の規制がないため長時間労働が常態化しやすい。
- ・メンタル不調への対応
：孤立や収入不安定によるメンタル不調への対応が後手に回りやすい。
- ・産業医が関与する新たな仕組みの模索
：企業所属ではないため産業医が関与する仕組みが欠落している。



自律性の尊重

自律的な働き方を尊重しながらも、最低限の安全・健康を確保



連携体制の構築

産業医・弁護士・行政・企業が連携した包括的な仕組みづくり



社会的支援

すべての働く人の安全と健康を守るための社会的支援のあり方

今後の展望

本講座では、フリーランス保護に関する法改正動向や国際比較の知見を踏まえ、法制度と実務の橋渡しをめざす議論が展開されました。



連携体制の構築

フリーランス団体と産業医の連携体制の構築



責任の明確化

建設業以外の元方(発注者)責任の明確化



技術の活用

AIやウェアラブル技術の活用による健康管理支援

本学会では、11月にも事例検討会を予定しており、引き続き多様な専門家が協働して「すべての働く人の安全と健康」を守るための制度設計について議論を深めてまいります。